

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付す。

令和7年1月28日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
沼津河川国道事務所長 辛嶋 亨

1. 工事概要

- (1) 工事名 令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事（電子入札対象案件）
(電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 静岡県賀茂郡河津町小鍋地先～静岡県下田市須原地先
- (3) 工事内容 道路土工 1式、橋台工 1式、擁壁工 1式、石・ブロック積(張)工 1式、排水構造物工 1式、階段工 1式、防護柵工 1式、構造物撤去工 1式、舗装工 1式、法面工 1式、仮設工 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
但し、令和7年4月21日までに工事の始期を設定すること。
工事を施工しない日 設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯 設計図書のとおり
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（**施工能力評価型II型**）の試行工事である。
- (6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (7) 本工事は、別表1に示す試行等の対象工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における**一般土木工事に係るC等級**の令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和5・6年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：道路に関する工事の施工実績

また、同種工事における吹付工の施工実績を「より同種性が高い」と評価する。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち1社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。
- ② 同一の者が以下に示す工事（平成21年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること
(品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。)（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評

定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：道路に関する工事の施工実績

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。

- (3) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、本工事の工事種別に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、本工事の工事種別とは、22 工種の各工種区分をいう。
- (8) 上記 1. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。また、経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書、技術資料（競争参加資格確認資料）、工事施工内容確認資料（以下「申請書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、以下の区域内であること。

静岡県：沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡全域、田方郡函南町、駿東郡全域
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を付与する。
- ② 申請書等で示された実績等により最大 43 点の加算点を与える。
- ③ 以下(2) (ア) の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大 30 点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示す。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

- (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
- (イ) 技術者の能力に関する事項
- (ウ) 企業の能力等に関する事項
- (エ) 貸上げの実施に関する事項

(オ) 時間外労働に関する法令違反公表企業の減点に関する事項

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = { (標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / (入札価格) } ）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原 3244 番地の 2

中部地方整備局 沼津河川国道事務所 経理課

電話 055-934-2002

メールアドレス cbr-keinumaz@mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」により入札説明書等を交付する。

入札説明書等の交付期間：別表2①のとおり。

但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は電子メールで提出すること。

(ア) 競争参加資格確認申請書

電子入札システムによる受付期間：別表2②のとおり。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ。

提出場所：上記(1)に同じ。

(イ) 技術資料等（競争参加資格確認資料）

電子入札システムによる受付期間：別表2③のとおり。

技術資料等（競争参加資格確認資料）の合計ファイル容量が、10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ。

提出場所：上記(1)に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）すること。郵送等については、期日までに送付（必着）すること。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表2③のとおり。

② 郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに上記(1)へ郵送等すること。

③ 開札は、中部地方整備局 沼津河川国道事務所 経理課にて別表2④に示す期日において行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行沼津代理店（静岡銀行沼津支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中部地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3.(3)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書等の差し替えは認められない。

- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で配置することとする。
- (8) 契約書作成
本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4. (3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 申請書等の内容のヒアリング
申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (13) 施工体制確認のヒアリング
入札の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- (14) 申請書等に対する留意事項
競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (15) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものである。
- (16) 本公告文の各項目及び、工事の入札に関する詳細は、入札説明書による。

別表1 試行工事等一覧

当該工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

1	フレックス工期	<p>本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事であり、前余裕期間を設定している。前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期の前日までの期間をいう。</p> <p>工事の始期の前日までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の手配（契約等） ・下請け業者との契約 ・発注者との打合せ ・その他、発注者が認めたもの <p>なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p>
2	総価契約単価合意方式	<p>本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。</p> <p>本方式の実施方式としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式） (イ) (包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。 <p>受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」－「契約書様式」－「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。</p> <p>その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。</p>
3	出来高部分払方式	本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
4	完全週休2日（土日閉所） ＜発注者指定型＞	<p>本工事は、完全週休2日（土日閉所）を確保した施工を実施する試行の対象工事である。</p> <p>対象期間の全ての週で土日の休日（現場閉所）とする完全週休2日を達成した場合に工事成績評定点において評価する。</p> <p>また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第1における考查項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。</p>
5	契約後VE方式	本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
6	電子入札システム	本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
7	生産性向上チャレンジ	本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
8	ICT舗装工	本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT技術の全面的活用を図るため、受注者の提案、協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（ICT舗装

		工) の対象工事である。 但し、施工現場の環境条件により、 I C T 建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。
9	B I M／C I M 活用工事	本工事は、 B I M／C I M 活用工事（受注者希望型）である。
10	ISO9001 認証取得を活用した監督業務	本工事は、 ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
11	施工箇所点在による経費率補正	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『須原地区』（施工箇所：1 箇所）、『逆川地区』（施工箇所：1 箇所）、『小鍋地区』（施工箇所：1 箇所）、『箕作地区』（施工箇所：1 箇所）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
12	熱中症対策に資する現場管理費の補正	本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
13	建設工事に係る資材の再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
14	建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事	本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

別表2 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書等の交付期間	令和7年1月28日から令和7年2月18日まで (土曜日、日曜日及び祝日(以下、「休日」という。)を除く。)
②	競争参加資格確認申請書の受付期間	令和7年1月29日から令和7年2月7日までの休日を除く毎日、 10時00分から16時00分まで
③	技術資料(競争参加資格確認資料)及び入札の受付期間	令和7年2月17日10時00分から令和7年2月18日12時00分まで (休日を除く。)
④	開札日時	令和7年3月10日9時30分

入札説明書

name_bu

中部地方整備局の令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和 7 年 1 月 28 日

2. 契約担当官等

name_of

分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 辛嶋 亨
静岡県沼津市下香貫外原 3244 番地の 2

3. 工事概要

「工事名」

- (1) 工事名 令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事（電子入札対象案件）
(電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 静岡県賀茂郡河津町小鍋地先～静岡県下田市須原地先
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
但し、令和 7 年 4 月 21 日までに工事の始期を設定すること。
工事を施工しない日 設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯 設計図書のとおり
- (5) 使用する主要な資機材 別冊工事数量総括表、別冊図面及び別冊仕様書のとおり
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型 総合評価落札方式（施工能力評価型 II型）の試行工事である。
- (7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (8) 本工事は、別表 1 に示す試行等の対象工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る C 等級の令和 5・6 年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 5・6 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 21 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：道路に関する工事の施工実績

「より同種性の高い」

また、同種工事における吹付工の施工実績を「より同種性が高い」と評価する。

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち 1 社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）を当該工事に専任で配置できること。

- ① (ア) 監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
 - ・ 以下に示す主任技術者の要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業7業種以外の22業種の場合）
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年1月30日）最終改正：令和5年5月12日号外 国土交通省告示第521号」を参照）
 - ・ 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヶ月以内に限る。）
- (イ) 主任技術者を配置する場合は、上記の監理技術者を配置する場合の要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
- ・ 建設業に係る建設工事（一般土木工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
- ② 同一の者が以下に示す工事（平成21年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること
(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。)（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。

経常建設共同企業体にあっては、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(5)①の基準を満たし、以下に示す同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

同種工事：道路に関する工事の施工実績 「同種工事（技術者）」

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があることを証する資料（監理技術者資格者証（表裏とも）、又は健康保険被保険者証（保険者番号及び、被保険者等記号・番号をマスキングしたもの）等（以下「健康保険証」等という））の写しを、技術資料等の提出期限までに提出すること。提出されない場合や、雇用関係が確認できない場合、配置予定技術者として認められず、競争参加資格なしとする。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかるわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料として「退職辞令」の写し等退職したことが確認出来る資料、及び「雇用契約書」等再雇用されたことが確認出来る資料、及び「労働基準監督署に届出した就業規則」等により本人が希望した場合継続雇用する旨が確認出来る資料を併せて提出すること。
- ④ 在籍出向者を配置予定技術者として専任で配置しようとする場合は、以下のとおり技術資料等の提出期限までに提出すること。定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出が技術資料等の提出期限までになされない場合は競争参加資格無しとする。また、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」により設置しようとする場合

添付資料	<ul style="list-style-type: none">・「健康保険証」等により在籍出向者と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認出来る資料・出向元企業の「建設業の廃業届書」の写し・「当該建設業の許可の取消通知書」の写し又は 「当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報もしくは公報」により出向元企業が
------	---

	<p>当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業譲渡契約書」等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認できる書類
	<p>「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」により設置しようとする場合</p>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険証」等により在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認出来る資料 ・「在籍出向可能範囲通知書」の写し
	<p>「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」により設置しようとする場合</p>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険証」等の出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認出来る資料 ・「出向契約書」「出向協定書」等の出向先の会社との間を確認出来る資料 ・「企業集団確認書」の写し
	<p>「持株会社の子会社が置く配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」により設置しようとする場合</p>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険証」等の出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認出来る資料 ・「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日付け国総建第319号）別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しにより出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」に該当することを確認出来る資料

- (5) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 審査及び評価の基準日（別表2⑨）において、配置確認日に、配置予定技術者を当該工事に専任で配置できることが確認できなければならない。配置確認日は、別表2⑬のとおり想定するが、契約締結日や工事の始期を指定するものではない。
- (6) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑩の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、本入札説明書に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。
- 契約締結時に特例監理技術者の配置を行う場合は、要件を満たすことを確認するため、別表2②の期間に競争参加資格確認資料と合わせて様式6を提出すること。
- ① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は沼津地域内（沼津市、御殿場市、裾野市、小山町、長泉町、清水町）、三島地域内（熱海市、伊東市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町）、下田地域内（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）、富士地域内（富士市、富士宮市）の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。
- (10) 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

(※「維持工事」とは7.(3)(11)に示す経常維持工事のうち「24時間体制」の工事と同等の工事をいう。)

- (7) 監理技術者制度運用マニュアル（令和6年3月26日国不建技第290号）に沿って、監理技術者等が複数の工事を一の工事とみなして、当該複数工事全体を管理しようとする時は、様式5（本工事と重複する場合の対応措置）にその旨を記載すること。なお、一の工事として取り扱うことができる直轄工事には、以下を含むが、これ以外の直轄工事及び直轄ではない工事がある場合は、それらの発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、その写し及び同一工事として取り扱おうとする工事の概要が分かる資料を様式5に添付すること。なお、本工事以外の発注者から承諾が認められた場合においても、本工事との合理的な技術上の管理が不可能と判断した場合は、競争参加資格を認めない。

- ・ 該当無し

- (8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、本工事の工事種別に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、本工事の工事種別とは、22工種の各工種区分をいう。
- (10) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項

- の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。経常建設共同企業体として申請書を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、以下の区域内であること。
静岡県：沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡全域、田方郡函南町、駿東郡全域
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4.(10)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・ 平成27年度 河津下田道路2期道路詳細設計 協和設計(株)
 - ・ 平成26年度 河津下田道路小鍋地区橋梁詳細設計業務 大日本コンサルタント(株)
 - ・ 令和4年度 河津下田道路施工方針検討業務 協和設計(株)
- また、以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- ・ 令和6年度 沼津河川国道道路管理資料作成業務 (一社)パブリックサービス
 - ・ 令和6年度 沼津河川国道道路設計資料作成業務 P S・日本振興設計共同体
 - ・ 令和6年度 沼津河川国道管内道路積算技術業務 P S・新日本設計共同体
 - ・ 令和6年度 沼津河川国道管内道路管理積算技術業務 P S・テクノス設計共同体
 - ・ 令和6年度 河津下田道路工事監督支援業務 (株)テクノスジャパン
 - ・ 令和6年度 沼津維持管内工事監督支援業務 (株)テクノスジャパン
 - ・ 令和6年度 御殿場維持管内工事監督支援業務 (株)テクノスジャパン
 - ・ 令和6年度 沼津河川国道管内道路技術資料作成業務 (株)テクノスジャパン
 - ・ 令和6年度 沼津河川国道道路管理・交通安全事業監理業務 (一社)中部地域づくり協会
 - ・ 令和5年度 河津下田道路事業監理業務 八千代・フジタ・四門設計共同体
 - ・ 令和6年度 沼津河川国道技術審査業務 (一社)パブリックサービス
- (2) 4.(10)の「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。
- (ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合
(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 担当部局

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244番地の2
中部地方整備局 沼津河川国道事務所 経理課
電話 055-934-2002

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料、工事施工内容確認資料（以下「技術資料等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い技術資料等を提出することができる。この場合において、4. (2)以外に掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び技術資料等のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成すること。

- ① Microsoft Word 2016 以下
- ② Microsoft Excel 2016 以下
- ③ PDF ファイル、jpeg 形式又は gif 形式

※圧縮型式は LZH 形式又は ZIP 形式とする。

(ア) 申請書

申請書の提出は、電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は電子メールで提出すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：別表 2 ①のとおり。
- ② 提出方法：「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドの添付資料追加登録ボタンを押下し、アップロードシステムの「添付ファイル追加登録」画面に申請書（様式 1）を添付し提出すること。
- ③ 受付確認：申請書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
- ② 提出場所：6. に同じ。送信後、着信確認をすること。
- ③ 受付確認：申請書の受領後に受付票を電子メールで発行する。

(イ) 技術資料等

技術資料等の提出は、電子入札システムを用いて提出すること。紙入札方式の場合は電子メールで提出すること。工事費内訳書（様式 70、様式 71）の提出方法については、14. (1) に記載されている方法にて別途提出すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：別表 2 ②のとおり。
- ② 提出方法：「入札状況一覧」画面の「入札書提出」を押下し、「技術資料等」画面の添付資料フィールドの添付資料追加登録ボタンを押下し、アップロードシステムの「添付ファイル追加登録」画面に「技術資料等」（様式 2、様式 4、様式 5、様式 6、様式 20、様式 21、様式 23、様式 24、様式 26、様式 32、様式 35、様式 36、様式 37-1、様式 37-2、様式 38-1、様式 38-2、様式 72、添付書類（証明する書類・写しなど））を、原則 PDF 1 ファイルにして添付し提出すること。

ただし、技術資料等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、電子メールで提出すること。ファイル容量が大きく電子メールで提出することが出来ない場合には、上記 6. の担当部局の指示に従うこと。

電子メールで提出する場合には、15MB 以下で必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、以下の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムにより提出すること。提出方法は、「技術資料等」画面の添付資料フィールドの添付資料追加登録ボタンを押下し、アップロードシステムの「添付ファイル追加登録」画面に添付して提出するもの

とする。

1. 電子メールで提出する旨の表示
2. 電子メールで提出する書類の目録
3. 電子メールで提出する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールで提出する場合の送信先は 6. に同じ。送信後、着信確認をすること。

紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
- ② 提出場所：6. に同じ。送信後、着信確認をすること。

ファイル容量が大きく電子メールで提出することが出来ない場合には、上記 6. の担当部局の指示に従うこと。

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(3) 技術資料等は、次に従い作成すること。

①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。「企業の能力」（様式 21）、「技術者の能力」（様式 5）に記載する工事は、評定点が 65 点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事実績である場合は、平成 13 年度以降に完成し引き渡しを行った場合に限り、書類の添付は必要ない。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績で評価を受けようとする場合は、本認定・表彰制度により認定された海外実績に成績評定点が与えられていないため、表彰実績が確認できれば 65 点と見なす。

工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類の提出をもって 65 点と見なす。転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は C O R I N S の写しの提出をもって 65 点と見なす。評定点を 65 点と見なした工事経験については、技術者の能力の評価における安全対策の評価について、評価しない。

工事成績評定通知書等の評定点のうち、安全対策の評定点の書類の添付がない場合については、安全対策の評価について、評価しない。

＜評定結果通知の紛失等により評定点の記入が出来ない場合＞

平成 21 年度以降の中部地方整備局発注（港湾空港関係除く）の工事は、様式 92 「工事成績確認申請書」により申請し、「工事成績確認書」の交付を受け、評定点を記入すること。申請書は電子メールで提出すること。また、申請から交付には 3 日程度（休日を除く）を要し、評定点の内訳（安全対策の評定点）は開示されないので、留意すること。

申請先：中部地方整備局 企画部 技術管理課

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館

電話 052-953-8131（直通）

メールアドレス cbr-gikan285@mlit.go.jp

① 施工実績（様式 21）

4. (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式 21 に 1 件記載すること。

「より同種性が高い」での評価を希望する場合は、様式 21 にその旨確認できるように記載すること。

経常建設共同企業体にあっては、4. (4) に示す実績を有する、すべての構成員の実績を記載すること。

② 配置予定の技術者（様式 5）

(ア) 4. (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式 5 に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に問わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあっては、構成員にそれぞれの配置予定技術者を記載すること。

配置予定技術者として最大 3 名（経常建設共同企業体にあっては、各構成員に対し最大 3 名を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定技

術者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。なお、配置予定技術者として4名以上の記載があった場合は、配置予定技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。

技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績で評価を受ける場合、国土交通省が発行する本制度の認定証の写しおよび当該工事の内容について確認できる資料を添付すること。認定証の未達等により、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を申請企業に通知した文書の写しをもってそれに代えることができるとしている。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により表彰された「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合は、様式5に記載し、国土交通省が発行する本制度の表彰状の写しを添付すること。表彰状の未達等により、表彰状の写しを提出できない場合は、国土交通省が表彰対象を申請企業に通知した文書の写しをもってそれに代えることができるとしている。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により表彰された実績の評価は、様式5に記載する同種工事に限る。

- (イ) 競争参加資格確認申請後、入札書提出までの期間に当該申請が不要となった場合並びに入札書の提出後、開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面（様式96）により6.担当部局まで、その旨の申し出を行うこと。なお、これらの申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

③ 契約書等の写し

①の同種工事、②の配置予定技術者の経験は、C O R I N S の登録情報で確認するため、その他の証明できる書類の写しは不要とする。C O R I N S に登録が無い工事及び登録情報のみでは施工実績が確認できない場合は、契約書と工事内容が確認できる資料（施工計画書、工程表、図面等）を添付すること。添付がない場合は評価しない。

配置予定技術者の施工実績の工期と従事期間が一致しない場合は、同種工事の実績を有した技術者かわかる工事実施工程表を添付すること。

上記の必要書類の添付がないものについては、競争参加資格無しとする。

④ 企業の工事成績（様式24）

対象	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注工事
期間・工種	別表3①に示す期間に完成した全ての一般土木工事の工事成績平均点
添付資料	必要なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・工事成績平均点は少数第2位以下切捨とする。 ・工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しの添付は不要とする。 ・実績が無い場合は、「実績なし」と記載して本様式を提出すること。「65点」の見なし点数とする。 ・本様式の提出がない場合、評価されない場合がある。

⑤ 表彰等（様式21）

対象	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）から、企業が元請として、優良工事表彰（一般土木工事に限る）、安全工事表彰、社会貢献等表彰を受賞した場合又は工事成績優秀企業の認定を受けている場合に評価
期間	別表3③に示す期間
添付資料	必要なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式21に表彰等の有無及び工事名の記載があり、表彰実績等が確認できた場合に評価する。 ・中部地方整備局管内の事務所長等からの表彰も評価する。 ・別表2⑨に示す基準日までに、表彰又は認定が失効となった場合は、評価しない。 ・個別の工事単位で評価、表彰されたものに限る。

⑥ 地域内拠点の有無（様式20）

対象	以下の設定地域又は競争参加地域内に本店、支店又は営業所が有る場合に評価 静岡県：下田市、賀茂郡全域
----	--

添付資料	必要なし
------	------

⑦ 災害活動実績（様式 35）

対象	中部地方整備局又は「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（令和6年12月 中部地方整備局）」（以下、「運用ガイドライン」という。）の別表1に示す政府調達機関等（以下、「政府調達機関等」という。）の要請を受けて緊急的に実施した中部地整管内・管外での災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等の支援活動を含む）の実績がある場合に評価 なお、政府調達機関等の要請による中部地整管外での災害・支援活動実績は、中部地方整備局管内の本店、支店または営業所が実施した実績のみを評価
期間	実施日が別表3④に示す期間
要請機関	中部地方整備局または政府調達機関等
添付資料	活動実績が元請の場合： 要請書、協定書、契約書等の写しもしくは、中部地方整備局または政府調達機関等の参加実績証明書の写し（活動内容、活動場所、活動日が確認できる資料） 表彰又は感謝状、災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰の決定通知（表彰出席依頼）の写し 活動実績が下請の場合： 上記に加え、元請から下請への契約関係書類の写し
留意事項	・上記の資料等により災害活動の実績が確認できない場合や、必要書類の添付がない場合は評価しない。 ・直接的な活動実績のみを評価し、資材提供や資金援助等の間接的な活動は評価しない。

⑧ 災害協定締結の有無（様式 20）

対象	入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体が、中部地方整備局又は中部地整管内の事務所と災害協定を締結しており、災害・支援活動等に従事するものであることを協定締結団体により証明された資料の添付がある場合に評価
期間	証明書※の発行日が別表3⑤に示す期間 ※災害協定を締結した団体の会員であることを証明するもの
添付資料	当該団体等が発行する会員である証明書の写し
留意事項	・後日、別表2⑨に示す基準日において会員等になっていないことが判明した場合は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 ・個別企業との協定締結は、評価しない。団体が災害協定を締結していることを証明する資料及び災害協定を締結した団体の会員であることを証明する資料の添付がない場合は、評価しない。

⑨ B C P認定の有無（様式 21）

対象	中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、認定を受けている企業を評価
期間	別表3⑥に示す基準日の認定状況
添付資料	必要なし
留意事項	・本工事の工事種別以外の認定工事種別であっても、評価する。 ・入札参加者と異なる活動拠点（支店や本店等）での認定でも評価する。

⑩ ボランティアによる地域貢献（様式 36）

対象	中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は沼津河川国道事務所長から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価
期間	表彰日等が別表3⑦に示す期間
対象地域	(局長から感謝状を受けた場合) 静岡県：沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡全域、田方郡函南町、駿東郡全域
添付資料	・表彰状又は感謝状の写し。表彰や感謝状の授与者が団体の場合は、表彰や感謝状

	の写しの他に、授与団体が発行する当該業者が参加したことを証明する資料の添付がある場合に評価する。
--	--

(11) 地域社会資本の維持管理実績（様式 23）

対象	元請けとして完成・引渡しが完了した、以下①②③の維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ①経常維持工事「24 時間体制」： 平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、道路除雪（雪氷）工事、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡視を含む））、及び類する役務（業務）。 ②経常維持工事： 経常維持工事「24 時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路清掃工事等）、及び類する役務（業務）。 ③維持修繕・補修・改修工事等： 既設構造物・施設等の補修、改修等を行った工事（橋梁補修、耐震補強、トンネル補修、構造物補修、交差点改良、歩道整備・設置（現道作業を伴う）、電線共同溝（現道作業を伴う）、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む）の 2 件以上の工事実績。4 件以上の工事実績がある場合、高く評価する。 本工事の工事種別が「維持修繕」ではなくても、施工実績が認められるものは対象とする
発注機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
期間	別表 3⑧に示す期間に完成した工事
添付資料	・C O R I N S に登録されている施工実績の場合、契約書等の写しの添付は不要。 C O R I N S で工事内容が分からぬ場合、工事内容のわかる設計図書類等の写し（図面・工事数量総括表・施工計画書等） ・現道作業を伴う工事の場合は、それが分かる施工計画書等の写し
留意事項	・上記の資料等により実績が確認できない場合や、必要書類の添付がない場合は評価しない。

(12) 難工事指定対象工事の実績（様式 5、様式 21）

対象	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の難工事指定対象工事の企業の施工実績、または技術者の工事経験がある場合に評価（一般土木工事に限る） 元請として完成・引渡しが完了した工事で、評定点の合計が 70 点以上
期間	別表 3⑨に示す期間に完成した工事
添付資料	・公告文又は入札説明書の写し等（工事名、難工事指定対象工事であることが証明できる部分） ・C O R I N S の登録内容で、申請された技術者の難工事指定工事への従事が確認できない場合は、従事したことが分かる資料（施工計画書の写し等）
留意事項	・上記の資料等により実績が確認できない場合や、必要書類の添付がない場合は評価しない。 ・企業の同種又は類似工事以外の施工実績も評価する。 ・技術者の同種工事以外の工事経験も評価する。

(13) 新しい扱い手技術者の活用（様式 21）

対象	現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（別表 3⑩に示す基準日において 35 歳以下）または②女性技術者を 1 名以上配置、活用する場合に評価
添付資料	必要なし
留意事項	・技術者の確認書類の添付は不要とする。 ・直接的な雇用関係とし、雇用期間は問わない。 ・担当技術者で配置した場合は、監理（主任）技術者と同じ期間配置しなければ評

	<p>価しない。本工事のみ従事し、他工事との兼務は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請した技術者の途中交代は、理由の如何を問わず、認める。交代する新たな技術者については、若手技術者（35歳以下）または、女性技術者を配置すること。 工場製作がある工事等においては、現場据付時期以降に新しい扱い手技術者を配置すること。
--	--

(14) 手持ち工事量（様式 32）

対象	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事について、別表2⑨に示す基準日時点において契約期間中の工事の件数に応じて評価 様式 32 に契約中の一般土木工事全てについて、工事名称、発注事務所名、工期を記載すること
期間	別表3⑪に示す基準日
添付資料	必要なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 契約中の工事が無い場合は、様式 32 に「手持ち工事なし」と記載すること。 様式 32 に記載が無い場合や、様式提出が無い場合は、評価の対象としない。

(15) 登録基幹技能者の配置（様式 26）

対象	本発注工事の施工に係る登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価
添付資料	必要なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 技術資料に、登録基幹技能者の種類及び、配置する工種等が記載され、登録基幹技能者の種類と、配置する工種等が本発注工事と関連があると判断できる場合に評価する。工種等とは、本発注工事の工事数量統括表に記載される工種、種別、細別とし、工種・種別・細別の全て、またはいずれかを記載するものとする。配置する工種等の記載がない場合や、工事数量総括表にない工種、種別、細別を記載した場合は、評価しない。 従事する登録基幹技能者は、元請が配置する監理（主任）技術者は除く。資格を確認できる書類の添付は不要とする。

(16) インフラDX取り組み実績（様式 21）

対象	元請けとして完成・引き渡しが完了したICT活用工事またはBIM/CIM活用工事の1件以上の工事実績（一般土木工事に限る）。2件の工事実績がある場合、高く評価 なお、ICT活用工事とは、過去に「MC、MG」を活用した施工を行った工事をいう。BIM/CIM活用工事とは、BIM/CIM適用工事実施要領（国土交通省 技術調査課）に基づき、BIM/CIM実施報告書の提出が行われた工事をいう。
期間	別表3⑫に示す期間に完成した工事
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事の実績は、契約書・施工計画書・施工後のアンケート調査票等の写し等（工事名・工期・会社名・「MC、MG」を活用した施工実績を証明できる書類） BIM/CIM活用工事の実績は、契約書・BIM/CIM実施報告書等（工事名・工期・会社名・活用した施工実績を証明できる書類）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類の添付がない場合や提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。

(17) 自由設定項目 『下請予定企業の若手技術者の配置』（様式 37-1）

対象	下請予定企業（一次下請に限る）が配置する現場従事技術者として、評価対象工種において若手技術者を活用する場合に評価する。 評価対象工種は、工事数量総括表に示す工種とする。 評価する若手技術者は、評価の基準日（別表2⑨）に満40歳以下の者を対象とし、複数の若手技術者を活用する場合でも1名のみの評価とし最大1点とする。 若手技術者を配置する場合は、様式37-1に、下請予定企業名、配置予定技術者氏名及び生年月日（年齢）、配置する工種等を記載すること。
----	--

添付資料	・下請予定企業と配置する予定若手技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）にあることを証明する書類及び生年月日を証明する書類の写し（自由様式）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用関係の確認できる資料の添付がない場合は評価しない。 ・本工事における工種等と「配置する工種等」の記載が異なる場合は評価しない。 ・評価の基準日（別表2⑨）において提出された若手技術者の所属する下請予定企業が、指名停止もしくは営業停止の措置期間である場合は評価しない。 ・若手技術者の配置について、評価対象工種の施工期間に配置されなかった場合は、入札説明書の評価内容等の担保に基づくペナルティーを課すものとする。

⑯ 自由設定項目 『地元下請予定企業の配置』（様式37-2）

対象	様式37-2に示す設定地域に本店を有する地元下請予定企業（一次下請に限る）を活用する場合に評価する。 評価対象工種は、工事数量総括表に示す工種とする。 複数の地元下請予定企業を活用する場合でも1者のみの評価とし最大1点とする。
添付資料	・所在する本店の名称、住所、建設業許可番号を所定の様式に記載し、建設業法第3条に定める建設業の許可についてこれを証明する書類の写しを自由様式にて添付すること。（建設業法第40条に定める標識の写真（コピー等）でも良い）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可について確認できる資料の添付がない場合は評価しない。 ・本工事における工種等と「配置する工種等」の記載が異なる場合は評価しない。 ・評価の基準日において提出された地元下請予定企業が、指名停止もしくは営業停止の措置期間である場合は評価しない。 ・様式37-2に示す設定地域に本店を有する地元下請予定企業の活用の履行がなされなかった場合は、入札説明書の評価内容等の担保に基づくペナルティーを課すものとする。 ・元請企業が地元下請予定企業を活用するにあたり、対象となる地元下請予定企業は本工事の元請として入札参加することはできない。

⑰ 安全対策の評定点（様式5）

対象	競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の工事経験の、発注者から企業に通知された工事成績通知書等のうち「安全対策」の評定点により評価。 ((安全対策の評定点) / (安全対策の評定点(満点)) × 100 の数値 (小数第一位切り捨て) を算出し、得点率にて評価 なお、上記の工事の発注機関は、中部地方整備局及びガイドライン別表2に示す「発注機関」を対象
期間	別表3⑬に示す期間に完成した工事
添付資料	・工事成績評定通知書の項目別評定点等、「安全対策」の内訳がわかる資料の写し（工事名、施工状況（安全対策）の評価点がわかる書類）
留意事項	・評定点が確認できる書類等の提出がない場合、評価しない

⑲ 継続教育（CPD）単位の取得状況（様式5）

対象	配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（CPD）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価
期間	別表3⑭に示す期間
添付資料	当該団体が発行した証明書の写し 証明書に付属する単位取得明細書の添付は不要
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・単位取得の証明書を必ず添付するものとし、添付がない場合や評価対象期間を外れる期間で単位取得証明がされた証明書の場合は、評価しない。 ・年間または数年間の推奨単位が定められている場合は、そのどちらかを満足していれば評価する。また、証明書発行時点において推奨単位以上を取得していれば評価する。

⑳ 新技術の活用実績（様式5）

対象	競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種工事において、新技術情報提供システム（NETIS）に掲載された新技術の活用がある場合
----	---

	に評価
期間	別表3⑯に示す期間に完成した工事
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・C O R I N Sの登録内容で活用件数及びNET I S番号が確認できる場合は、新技術の内容が確認できる書類の写しの添付は不要 ・C O R I N Sの登録内容で活用件数及びNET I S番号が確認できない場合は、新技術活用報告書（新技術活用計画書のみでは評価しない）または、新技術を活用した工事書類の写し（工事名・会社名・新技術の活用数及びNET I S番号がわかるもの） ・技術者の同種工事工期内で、NET I S掲載されていた技術であれば、評価
留意事項	・必要書類の添付がないものについては、実績無しと見なして評価しない。

㉙ 優秀工事技術者表彰（様式5）

対象	<p>次のいずれかの表彰を受けている技術者を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価。またすべての工事種別を評価 ・「海外インフラプロジェクト技術者表彰」：「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・「優良工事技術者表彰」：別表3⑯に示す期間に受賞した表彰 ・「海外インフラプロジェクト技術者表彰」：設定しない
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「優良工事技術者表彰」：表彰の写しの添付は不要（提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価）。 ・「海外インフラプロジェクト技術者表彰」：表彰の写しの添付は不要（提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価）。

㉚ 賃上げの実施（様式38-1又は様式38-2）（別紙2-1、2-2、2-3及び別紙3）

賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式38-1又は様式38-2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。共同企業体にあっては、加点を受けるには各構成員による表明が必要である。表明書の提出が無い場合は加点しない。表明書の作成に当たっては、別紙2-1及び別紙2-2を確認すること。

また、中小企業等については、表明書（様式38-2）と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙2-3）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、契約課が確認を行うこととし、期限までに確認書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、中部地方整備局が通知する減点措置の開始の日から1年間、他省庁を含め政府の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。提出資料、評価の詳細は9.(3)③による。

㉛ 時間外労働に関する法令違反公表企業の減点

労働基準法第32条及び、同法36条に基づく36協定の上限規制に違反し、評価の基準日において、厚生労働省労働基準局から労働基準関係法令違反に係る事案として厚生労働省サイトに掲載されている企業を減点する。減点は、企業の公表日から1年間とする。公表日から1年以内であっても是正等により掲載リストから削除された場合は減点しない。

- ・ 労働基準関係法令違反に係る事案が掲載されている厚生労働省サイト：

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>

※労働基準関係法令違反に係る事案のリストのうち、労働基準法第32条及び、同法36条に基づく36協定の上限規制に関する違反に限り、減点対象とする。

※厚生労働省労働基準局がとりまとめた全国リストへの掲載以降に減点する。

共同企業体にあっては、いずれかの構成員が該当した場合に減点措置とする。

- ㉕ 配置する技術者が施工実績及び、別表3⑬⑭に示す期間に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を上記の評価対象期間以前に加えることができる。評価対象期間以前に加える期間は、年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

(4) 申請書及び技術資料等作成説明会

申請書及び技術資料等作成説明会については、実施しない。

(5) 施工体制確認のためのヒアリングの実施（別紙1）

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料（様式72）の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① 日 時：別表2⑥のとおり。

② 場 所：〒410-8567

静岡県沼津市下香貫外原3244番地の2

中部地方整備局 沼津河川国道事務所 品質確保課

電話 055-934-2008

③ 資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（17.（2）参照）に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙1のとおりとし、その提出は、別表2⑦に示す期日までに行うものとするが、別紙1の追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格（17.（2）参照）に満たない者に対しては、以下11.（3）の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、以下11.（3）の開札後、追加資料の提出を行わない旨を以下により書面にて提出するものとする。

④ 提出期限：別表2⑧のとおり。

⑤ 提出場所：6.に同じ。

⑥ 提出方法：原則として電子メールによる提出とする。送信後、着信確認をすること。

⑦ 提出様式：国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<https://www.cbr.mlit.go.jp/>「整備局トップ」－「入札・契約情報」－「工事」－「ヒアリングのための追加資料」－「追加資料を提出しない旨の通知書」よりダウンロード。

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

⑧ その他の：施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は配置予定技術者のうちの1名とする。配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、様式5のヒアリング対象者区分欄へ対象者となる配置予定技術者（1名）を区分して明記することとする。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。審査方法の概要は別紙1のとおり。

(6) 申請書及び技術資料等に対する審査等

申請書及び技術資料等に対する評価の基準日は別表2⑨に示す基準日にて評価するものとする。

なお、申請書及び技術資料等の適否を審査し、申請書及び技術資料等の総合評価（総合評価加算点）を評価するものとする。

(7) 競争参加資格の審査において、申請書及び技術資料等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含

- む) 又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書及び技術資料等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (8) 競争参加資格の確認は、技術資料等（競争参加資格確認資料）の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表2⑩に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (9) 競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。
- (10) その他
- ① 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び技術資料等を、競争参加資格の確認及び評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
 - ④ 提出された申請書及び技術資料等については、分任支出負担行為担当官から確認があることがある。なお、提出期限以降における申請書及び技術資料等の差替え及び再提出は認めない。
ただし、申請書及び技術資料等の追加提出（競争参加資格の有無が確認できない場合に限る）は、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
 - ・ 「差替え」：提出した書類の一部を無効とし、新たに提出すること。
 - ・ 「再提出」：提出した書類の全部を無効とし、新たに提出すること及び提出した資料の不足分を提出すること。
 - ・ 「追加提出」：提出した書類で確認できない部分を補うため、追加資料を提出すること。
 - ⑤ 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先
 - (1)、(2)及び(8)に関して・・・上記6.に同じ。
 - (3)から(7)、(9)及び(10)に関して・・・上記7.(5)②に同じ。
- また、入札説明書に対する質問は、入札説明書10.(1)に示す方法により行うこと。

8. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：別表2⑪のとおり。
 - ② 提出場所：6.に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムによる。提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。
紙入札方式の場合は、電子メールとする。送信後、着信確認をする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表2⑫に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は電子メールにより回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ② (3)②③に示す実績等により最大43点の加算点を与える。
- ③ 以下(2)①の評価項目について、以下(3)①の表で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

なお、入札者の申込みに係る価格が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(2) 評価項目及び審査項目

各評価項目の評価指標及び審査項目の審査指標の内容を以下に示す。

- ① 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

② 企業の能力等に関する事項

同種工事の施工実績、工事成績、表彰等（優良工事表彰等、安全工事表彰、社会貢献等表彰）、地域内の拠点の有無、災害対応力（災害活動実績、災害協定締結の有無、B C P認定の有無）、ボランティアによる地域貢献、地域社会資本の維持管理実績、難工事指定対象工事の実績、新しい扱い手技術者の活用、手持ち工事量、登録基幹技能者の配置、インフラDXの取り組み実績、自由設定項目により評価

③ 技術者の能力に関する事項

同種工事の実績、工事成績、安全対策の評定点、継続教育（C P D）単位の取得状況、新技術の活用実績、難工事指定対象工事の実績、優秀工事技術者表彰により評価

④ 賃上げの実施に関する事項

⑤ 時間外労働に関する法令違反公表企業の減点に関する事項

(3) 入札の評価に関する基準及び得点配分 has_eval_phrase

① 施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	/15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

② 工事の総合評価に関する加算点は以下のとおり付与する。

評価項目			最大加算点 (以下に示す点数の範囲で付与)	
企業の能力等	同種工事の施工実績	3点	8点 最大 7点 20点	
	企業の工事成績	3点		
	表彰等	優良工事表彰等		
		安全工事表彰		
		社会貢献等表彰		
	地域内の拠点の有無（7. (3) ⑥に示す区域を地域内の拠点の有無に係る設定地域とする）			
	災害対応力	災害活動実績		
		災害協定締結の有無		
		B C P認定の有無		
	ボランティアによる地域貢献			
	地域社会資本の維持管理実績			
	難工事指定対象工事の実績			
	新しい扱い手技術者の活用			
	手持ち工事量			
	登録基幹技能者の配置			
	インフラDXの取り組み実績			
	自由設定項目 ①			
	自由設定項目 ②			
工事成績 (マイナス評価)	中部地方整備局（港湾空港関係除く）発注の別表3②に示す期間に完成した工事の工事成績で「60点未満」がある場	-12点 - 6点		

		合			
技術者 の能力	配置予定技術者の同種工事の工事経験	6点	16点	20点	
	配置予定技術者の工事成績	6点			
	工事成績	安全対策の評定点 4点			
	継続教育（CPD）単位の取得状況	1点	最大 4点		
	新技術の活用実績	1点			
	難工事指定対象工事の実績	2点			
	優秀工事技術者表彰	1点			
合計加算点の最大値				40点	

③ 賃上げの実施に関する加算点は以下のとおり付与する。

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施 を表明した企 業等	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※1	3点
	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1	

※1：本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式38-1又は様式38-2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙2-3）を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

本項目で加点を受けた落札者は、賃上げ実績確認書類として、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約課に電磁的方法（別途周知するシステム）によって提出するものとする。

実績確認にあたっては、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を事業年度終了後3か月以内に提出すること。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（以下注1及び注2）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の3月末までに提出すること。

注1) 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。

注2) 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書

類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙3のとおりである。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、中部地方整備局が通知する減点措置の開始の日から1年間、他省庁を含め政府の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者については、減点措置を課さないこととする。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書が提出され、中部地方整備局長が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。
- ①自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※ (1) 及び (2) に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
※減点免除の申請を行う期限は、実績確認資料の提出期限と同様とする。

※ (1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する場合がある。

注) 令和6年（暦年）で賃上げ実施を表明した企業等のうち、引き続き暦年での表明を予定している企業等においては、今回あらたに「令和7年」の表明書が必要。

なお、令和7年（暦年）に関わる評価基準及び表明書等について、改定があった場合は別途通知する。

④ 時間外労働に関する法令違反公表企業に関する減点は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
時間外労働に関する法令違反公表企業	労働基準法第32条及び、同法36条に基づく36協定の上限規制に違反し、評価の基準日において、厚生労働省労働基準局から労働基準関係法令違反に係る事案として厚生労働省サイトに掲載されている企業を減点※1	-3点

※1：企業の公表日から1年間とし、合計加算点から減点する。公表日から1年以内であっても是正等により掲載リストから削除された場合は減点しない。労働基準関係法令違反に係る事案のリストのうち、労働基準法第32条及び、同法36条に基づく36協定の上限規制に関する違反に限り、減点対象とする。厚生労働省労働基準局がとりまとめた全国リストへの掲載以降に減点する。

(4) 落札者の決定

- ① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = {（標準点 + 施工体制評価点 + 加算点）/（入札価格）}）を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

- (イ) 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100 点を下限値とする。なお、評価点数の合計が 100 点に満たない場合であっても 100 点を下限値とする。
加算点数は、小数点第 5 位以下切り捨て。評価値は、小数点第 5 位以下切り捨てとする。
- ② ①において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。
- (5) 評価内容等の担保
企業の能力等における登録基幹技能者の配置、新しい扱い手技術者の活用、下請予定企業の若手技術者の配置及び地元下請予定企業の配置に記載された内容について、工事完成後において、履行状況について検査を行う。また、企業の能力等における登録基幹技能者の配置、新しい扱い手技術者の活用、下請予定企業の若手技術者の配置及び地元下請予定企業の配置の履行がなされなかつた場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティ額は入札価格の 10% を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式 94）により提出すること。

- ① 受領期間：別表 2 ③のとおり。
- ② 提出場所：上記 6. に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

電子メールにより提出することもできることとする。提出後、上記 6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を電子メールで提出すること。提出後、上記 6. に提出した旨を電話で通知すること。

質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。紙入札方式の者に対しては電子メールで回答する。

- ① 期間：別表 2 ④のとおり。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表 2 ②のとおり。
- (2) 紙入札方式の場合の郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、上記 6. へ期間内に必着するよう送付すること。
- (3) 開札は、中部地方整備局 沼津河川国道事務所 経理課にて別表 2 ⑤に示す日時において行う。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。
紙入札方式の場合は、工事費内訳書、及び入札書を各々封筒に入れ封緘、表封筒の中に入れ封緘した上、表封筒に商号又は名称並びに住所、あて名、工事名及び「入札書・工事費内訳書在中」と記載、郵送等するものとする。紙入札方式の場合で入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則 2 回を限度とするが、場合によっては 3 回目を執行することがある。なお、やむを

得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

(4) 電子入札システムで落札者がないときの随意契約（以下「不落隨契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。

- ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
- ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

不落隨契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行沼津代理店（静岡銀行沼津支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 中部地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。）

14. 工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式70、様式71）を電子入札システムにより提出を求める。また、工事施工内容確認資料（様式72）については、以下のとおり提出を求める。

1) 工事費内訳書

① 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法 : 工事費内訳書（表紙を含む）を(エ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。添付にあたっては、ダウンロードシステムより入手した工事費内訳書様式（Excel形式のもの）にならい、様式70、様式71はシートで分け、1ファイルで添付すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案内容が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

(イ) 提出期間 : 別表2②のとおり。

(ウ) 郵送等について : 工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送等（締切日時必着）で提出すること。郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にあたっては、12.(1)によるものとする。郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、以下の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
- 2) 郵送等する書類の目録
- 3) 郵送等する書類のページ数
- 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の提出先は6.に同じ。

(エ) ファイル形式 : 様式70、様式71共にExcel2016形式以下で作成するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。郵送等にあたっては、12.(1)によるものとする。

2) 工事施工内容確認資料の提出

7.(1)(イ)のとおり提出すること。

- (2) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書の受付期間内に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記

載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊中部地方整備局競争契約入札心得第6条1項第五号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。

- (3) 提出された工事費内訳書及び工事施工内容確認資料は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条1項第五号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合 を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 郵送等により提出された内訳書で、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない場合
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

- (5) 工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出することがある。

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会いにあたっては分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、当該紙による入札参加者に再度入札への参加意思の有無の確認を行うものとする。

- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書、現場説明書、質問に対する回答及び参考資料等（変更分を含む。）のダウンロードしない者及び交付を受けない者のした入札は無効とする。
- (2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、上記7.(8)において参加資格「無」とした者の入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争

契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (3) 紙入札方式の場合で、入札書に押印がなく、かつ入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札は無効とする。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9.(4)により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19.(1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次(①～④)に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (3) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、分任支出負担行為担当官に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
- ② 提出方法：電子入札システムによる。提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は電子メールで提出すること。提出場所は、6.に同じ。送信後、着信確認をすること。
- ③ 回答方法：①の提出期限の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、電子入札システムにより回答する。なお、紙入札方式の場合は電子メールにより回答する。

- (4) 電子くじについて

電子入札システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札となるべき同価格又は総合評価における評価値が同値(以下「同価格等」という)の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

同価格等の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

- ① 電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- ② 同価格等の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 同価格等の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、C O R I N S等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

工事契約後において、工事の継続性等において支障がないと認められる場合に、監督職員との協議により、監理技術者等を変更できるものとする。交代が認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下に示す場合とする。

- ① 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - ② 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上監理技術者等の交代が合理的な場合
なお、いずれの場合にあっても以下の措置を講じること。
- ① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。
 - ② 交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されること。
 - ③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。

ただし、工事の工程上の一定の区切りとみなせる時点以降に、それらに関する中間技術検査が完了した場合、監理技術者等について、工事の始期（工場製作がある工事等においては現場据付開始時）から、専任で配置した担当技術者（新しい扱い手技術者を含む）であれば、交代理由、及び交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されているかを問わず、監督職員との協議により、交代を認めることができる。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、以下(2)により入札を無効とする場合を除き、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をするので、調査に協力すること。調査に協力しない場合は、入札心得第6条第2項第3号の規定により、その入札を無効として、原則として指名停止措置要領に基づく指名停止を行う。なお、この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。特別重点調査の詳細（作成要領・様式）については、中部地方整備局ホームページ：<https://www.cbr.mlit.go.jp/>「整備局トップ」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（特別重点調査）」を参照すること。提出期限までに特別重点調査に係る提出書類の作成要領に従った資料等の提出がない場合は、入札心得第6条第2項第3号の規定により、その入札を無効とする。なお、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

また、施工体制確認型総合評価落札方式の適用対象工事において、ヒアリングのために提出を求める追加資料と異なる内容を調査のために提出を求める資料に記載しないこと。

- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、4.(5)に定める要件と同一の要件（4.(5)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとし、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。なお、4.(7)に定める特例監理技術者の配置は認めず、専任の監理技術者を配置するものとする。

上記の技術者を求めることがとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に分任支出負担行為担当官に通知することとする。

要件を満たす技術者を配置することが確認できない場合は、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第2項第2号の規定により、その入札を無効とする。

- (3) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成等

本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後に6.まで申し出ること。紙契約方式にあたって使用する契約書は、別冊契約書案により作成し、記名押印のうえ、2通を分任支出負担行為担当官に提出すること。

21. 支払条件

前金払	次の区分に従って選択することができる。	
	選択区分	

	中間前金払を選択した場合	請負代金額の40%以内。
	出来高部分払を選択した場合	請負代金額の40%以内を分割。（当初に請負代金額の20%以内。本工事の進捗額が20%以上であること、もしくは、工期121日以上経過（工期が270日以下の工事は工期61日以上経過）で残り20%以内。）
次の区分に従って選択することができる。		
選択区分		
中間前金払及び出来高部分払	中間前金払を選択した場合	請負代金額の20%以内
	出来高部分払を選択した場合	部分払3回以内

22. 火災保険付保の要否 : 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

24. 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8. (2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服があるものは、17. (3)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 :

中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

電話 052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）

時間 10時～16時まで（休日を除く）

25. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 契約後VEの提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (6) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて
本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望（受注者が共同企業体である

場合は、すべての構成員が認証取得者であること。) するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に ISO9001 認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001 の審査に係る次の書類
 - (ア) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - (イ) (ア)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- (7) 電子入札システムは休日を除く、9 時から 18 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札システムホームページの「お知らせ、障害情報、メンテナンス情報」で公開する。

電子入札システムホームページアドレス <https://www.e-bisc.go.jp>

- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は以下のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札システムヘルプデスク Tel 03-3798-9476

電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6.、上記 7. (5)②へ連絡すること。

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (10) 申請書作成にあたっては、運用ガイドライン、及び申請時の注意事項を熟読すること。

国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<https://www.cbr.mlit.go.jp/>

「整備局トップ」－「入札・契約情報」－「工事」－「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

- (11) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別表1 試行工事等一覧

当該工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

1	フレックス工期	<p>本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事であり、前余裕期間を設定している。前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期の前日までの期間をいう。</p> <p>工事の始期の前日までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の手配（契約等） ・下請け業者との契約 ・発注者との打合せ ・その他、発注者が認めたもの <p>なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p>
2	総価契約単価合意方式	<p>本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。</p> <p>本方式の実施方式としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。イにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式） イ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式） <p>があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないとときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。</p> <p>受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ (https://www.cbr.mlit.go.jp)「入札・契約情報」—「契約書様式」—「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。</p> <p>その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。</p>
3	出来高部分払方式	本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
4	完全週休2日（土日閉所） ＜発注者指定型＞	<p>本工事は、完全週休2日（土日閉所）を確保した施工を実施する試行の対象工事である。</p> <p>対象期間の全ての週で土日の休日（現場閉所）とする完全週休2日を達成した場合に工事成績評定点において評価する。</p> <p>また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第1における考查項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。</p>
5	契約後VE方式	本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
6	電子入札システム	<p>本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については以下よりダウンロードし、電子メールで6.に提出すること。なお、送信後は着信確認をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 國土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：

		<p>https://www.cbr.mlit.go.jp/</p> <p>「整備局トップ」－「入札・契約情報」－「電子入札・電子調達・電子契約情報」－「電子入札システム」－「紙入札方式参加承諾願」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付窓口：6.に同じ ・ 受付時間：10時～16時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。
7	生産性向上チャレンジ	<p>本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができ、取組の履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。</p> <p>本取組を実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。</p>
8	I C T 舗装工	<p>本工事は、国土交通省が提唱する i-Constructionに基づき、I C T技術の全面的活用を図るため、受注者の提案、協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する I C T 活用工事（I C T 舗装工）の対象工事である。</p> <p>ただし、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。</p> <p>受注者が I C T 活用施工を行うことを希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに具体的な工事内容及び対象範囲を発注者へ提案・協議を行い、I C T 活用施工について実施内容等を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>本工事における I C T 活用施工は舗装工において、①に示す I C T 建設機械を用いた施工を行い、I C T を用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得た3次元データを納品することをいい、詳細については追加特記仕様書によるものとする。</p> <p>なお、I C T の活用にかかる費用の一部については、設計変更の対象とし、詳細については追加特記仕様書によるものとする。</p> <p>① I C T 建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3次元MC建設機械 <p>なお、MCとは「マシンコントロール」の略称である。</p>
9	B I M／C I M活用工事	本工事は、B I M／C I M活用工事（受注者希望型）である。詳細については追加特記仕様書によるものとする。
10	ISO9001認証取得を活用した監督業務	本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
11	施工箇所点在による経費率補正	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『須原地区』（施工箇所：1箇所）、『逆川地区』（施工箇所：1箇所）、『小鍋地区』（施工箇所：1箇所）、『箕作地区』（施工箇所：1箇所）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
12	熱中症対策に資する現場管理費の補正	本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
13	建設工事に係る資材の再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
14	建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事	本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

別表2 本入札手続きに係る期間等

① 競争参加資格確認申請書の提出期間	令和7年1月29日から令和7年2月7日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
② 技術資料等（競争参加資格確認資料）、施工計画及び入札の受付期間	令和7年2月17日10時00分から令和7年2月18日12時00分まで（休日を除く。）
③ 入札説明書に対する質問の受領期間	令和7年1月29日から令和7年2月7日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④ 上記③に対する回答閲覧期間	令和7年2月10日から令和7年2月18日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。ただし、最終日は12時00分までとする。
⑤ 開札日時	令和7年3月10日9時30分
⑥ 施工体制確認のためのヒアリング期間	令和7年3月10日から令和7年3月11日まで 【追加資料の提出を求める場合】 令和7年3月14日から令和7年3月14日まで
⑦ 施工体制確認のための追加資料提出の期限日	令和7年3月13日 16時まで
⑧ 施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の提出期限日	令和7年3月12日 16時まで
⑨ 競争参加資格の審査及び評価の基準日	令和7年2月18日時点
⑩ 競争参加資格の有無の結果の通知日	令和7年2月28日まで
⑪ 競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日	令和7年3月7日 16時まで
⑫ 上記⑪に対する回答期限日	令和7年3月14日まで
⑬ 配置確認日	令和7年4月21日

別表3 本入札手続きに係る評価対象期間

① 企業の工事成績	令和2～令和5年度に完成
② 企業の工事成績（マイナス評価）	令和4、5年度
③ 表彰等	令和5、6年度
④ 災害活動実績	平成31年4月1日以降
⑤ 災害協定締結の有無	令和6年度
⑥ BCP認定の有無	別表2⑨に示す基準日の認定状況
⑦ ボランティアによる地域貢献	別表2⑨に示す基準日から遡って2年以内の表彰・感謝状
⑧ 地域社会資本の維持管理実績	令和2～令和5年度
⑨ 難工事指定対象工事の実績	別表2⑨に示す基準日から遡って工期末の翌日が3年以内
⑩ 新しい担い手技術者の活用	別表2⑨に示す基準日
⑪ 手持ち工事量	別表2⑨に示す基準日
⑫ インフラDXの取り組み実績	工期末の翌日が別表2⑨に示す基準日から遡って2年以内の工事
⑬ 技術者の工事成績 安全対策の評定点	平成28年度以降
⑭ 継続教育（CPD）単位の取得状況	令和5年4月1日～令和6年3月31日
⑮ 新技術の活用実績 (技術者の実績工事と同一)	別表2⑨に示す基準日から遡って工期末の翌日が2年以内
⑯ 優秀工事技術者表彰	優良工事技術者表彰の場合 令和3年～令和6年度 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の場合 設定しない

様式集

【注意】当該工事に用いる様式のみ掲載しているため、様式番号に欠番があります。

【注意】『申請時の注意事項(R6.12 改定)』を確認してください

(地整 HP:https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/gijutsu_h2604.htm)

【注意】原則として、様式の改変は認められません。改変により記載項目が異なる場合や不足する場合などに評価されない場合がありますので注意してください。必ず公告時に添付された様式にて提出をお願いします。

【作成時の注意点】

1. 原則、様式番号順に添付
2. 実績の内容を証明する資料は各様式の後へ添付
3. 申請書等の中で重複する資料は1部のみ添付
(例:企業及び配置予定技術者の施工実績において同一工事を申請した場合には、CORINSや図面等は1部のみ添付。)
4. ページ番号は原則、1枚目(競争参加資格確認申請書)から振る
5. CORINS番号は10桁で記載
6. 本資料に記載した書類等は一例であり、記載した全ての書類を添付する必要はなく、CORINSで確認ができる場合においては添付不要
7. 各様式では、該当項目にチェックを入れること

競争参加資格確認申請書

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
沼津河川国道事務所長 宛

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名
(又は○○支店長 ○○ ○○)

令和7年1月28日付けで公告のあった令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

本件責任者 所 属：
氏 名：
担 当 者 所 属：
氏 名：
電話①：
電話②：
E-mail：

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
沼津河川国道事務所長 宛

○○市○○区○一○一○
○○○建設株式会社
代表取締役○○ ○○
(又は○○支店長 ○○○○)

令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事 技術資料 (競争参加資格確認資料)

等級区分 一般土木工事 C等級

所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)

業者コード

建設業許可番号 ○○-○○○○

責任者 所 属 :

役 職 :

氏 名 :

担当者 所 属 :

役 職 :

氏 名 :

電話① :

電話② :

E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、令和7年1月28日付けで公告のありました「令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事」の技術資料（競争参加資格確認資料）を別紙のとおり提出します。

技術者の能力

- ・注意1)所定の様式へ必要事項の記載や添付書類等を作成した後に、該当項目にチェックを入れること。
- ・注意2)チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があります。
- ・注意3)最大3名を限度。(経常建設共同企業体にあっては各構成員に対し最大3名を限度。)
- ・注意4)複数の技術者を登録する場合は、本様式を複数枚提出すること。

氏名			
評価項目	記載事項		対応様式
同種工事の 工事経験	□ 同種性が認められる	□ 地方整備局または北海道開発局・沖縄総合事務局発注の実績あり	様式5
		□ 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績あり	
		□ 上記以外の国の機関、政府関係機関または都道府県・政令市等(関係機関も含む)発注の実績あり	
工事成績 (安全対策)	□ 安全対策の記載あり		様式5
	□ 安全対策の記載なし		
継続教育(CPD) 単位の取得状況	□ 年間推奨単位を取得		様式5
	□ 年間推奨単位を取得していない		
新技術の 活用実績	□ 新技術の活用実績あり		様式5
	□ 新技術の活用実績なし		
難工事指定対象 工事の実績	□ 難工事指定対象工事の実績あり		様式5
	□ 難工事指定対象工事の実績なし		
優秀工事技術者 等表彰	海外インフラプロジェクト 優良技術者	□ 受賞実績あり	様式5
		□ 受賞実績なし	
	優良工事技術者表彰	□ 受賞実績あり	
		□ 受賞実績なし	
「特例監理技術者」の配置	□ 配置予定あり		様式6
	□ 配置予定なし		
複数の工事を一 の工事とみなした 監理技術者の配 置	□ 配置予定あり		様式5
	□ 配置予定なし		

頁／総頁

技 術 者 の 能 力

会社名：○○○建設株式会社

配置予定者の氏名	<input type="checkbox"/> 主任（ <input type="checkbox"/> 監理）技術者 ○○ ○○（フリガナを記載）			
生年月日・年齢	昭和・平成 ○○年○月○日 ○○歳			
最終学歴	学校名 学科名 ○○年卒業			
法令による資格・免許	1級土木施工管理技士 ○○年○月取得（登録番号：0000） (指定建設業) 監理技術者資格者証 ○○年○月当初交付（現在の交付番号：0000） 1級土木施工管理技士 ○○年○月○日合格通知 ※合格通知による参加資格の場合は合格通知書の写しを添付する (合格通知から6ヶ月以内) 登録基幹技能者講習修了証 ○○年○月修了（修了証番号：00000） 実務経験 ○年以上（実務経験による資格の場合に記入） ※実務経験による参加資格の場合はその経験が証明できる資料を添付する			
	同種又は類似の区分	<input type="checkbox"/> 同種 <input type="checkbox"/> 類似		
	工事名称	<input type="checkbox"/>	評定点	点 (うち、安全対策 点／ 点)
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
契約金額				
工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
従事役職				
従事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
工事概要	(入札説明書4.(5)による「同種性が認められる工事」であることが確認できる内容を記載)			
受注形態等	<input type="checkbox"/> 単体/ <input type="checkbox"/> 経常JV <input type="checkbox"/> 地域JV <input type="checkbox"/> 特定JV (出資比率) (<input type="checkbox"/> 甲型 <input type="checkbox"/> 乙型)			
CORINS登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 (CORINS登録番号) <input type="checkbox"/> 無			
新技術の活用実績	○件 (NETIS番号が確認できる件数を記載)			
工事名称				
発注機関名				
工期				
従事役職				
本工事と重複する場合の対応措置				
CORINS登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 (CORINS登録番号) <input type="checkbox"/> 無			
施工体制確認のためのヒアリング対象者区分	<input type="checkbox"/> ヒアリング対象者（電話番号等） <input type="checkbox"/> 非対象者			
在籍出向の要件に適合する証明書類の有無	<input type="checkbox"/> 在籍出向に該当しない <input type="checkbox"/> 有 (資料を添付)			
継続教育(CPD)単位の取得状況	<input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得 <input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得していない			
難工事指定対象工事の実績	<input type="checkbox"/> 有 (工事名・CORINS登録番号) <input type="checkbox"/> 無			
優秀工事技術者等表彰	優良工事技術者表彰	<input type="checkbox"/> 有 (工事名) <input type="checkbox"/> 無		
	海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞	<input type="checkbox"/> 有 (プロジェクト名) <input type="checkbox"/> 無		
	海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞	<input type="checkbox"/> 有 (プロジェクト名) <input type="checkbox"/> 無		

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している
<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務できる工事は沼津地域内（沼津市、御殿場市、裾野市、小山町、長泉町、清水町）、三島地域内（熱海市、伊東市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町）、下田地域内（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）、富士地域内（富士市、富士宮市）の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	兼務する工事は維持工事※以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは入札説明書7.(3)⑪に示す経常維持工事のうち「24時間体制」の工事と同等の工事をいう。）
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

注1) 特例監理技術者の配置を予定している場合にのみ本様式を提出すること。上表の各項目を確認し、チェックすること。

注2) 競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。

要件を確認するための資料は、落札決定前に提出を求める。

※申請しない場合は様式を提出しなくてもよい

企業の能力、地域精通度、地域貢献度、施工能力、貢上げの実施

- ・注意1)所定の様式へ必要事項の記載や添付書類等を作成した後に、該当項目にチェックを入れること。
- ・注意2)チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があります。

企業名			
評価項目	記載事項		対応様式
同種工事の施工実績	<input type="checkbox"/> より同種性が高い	□地方整備局または北海道開発局沖縄総合事務局発注の実績あり □「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績あり	様式 21
	<input type="checkbox"/> 同種性が認められる	□上記以外の国の機関、政府関係機関または都道府県・政令市等(関係機関も含む)発注の実績あり □市町村発注・民間事業の実績あり	
	<input type="checkbox"/> 実績あり		
	<input type="checkbox"/> 実績なし		
優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 局長表彰あり		様式 21
	<input type="checkbox"/> 2年連続で事務所長表彰又は室長表彰あり		
	<input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰が1年で複数あり		
	<input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰あり		
	<input type="checkbox"/> 表彰なし		
工事成績優秀企業認定	<input type="checkbox"/> 工事成績優秀企業に認定されている		様式 21
	<input type="checkbox"/> 認定されていない		
安全工事表彰	<input type="checkbox"/> 局長表彰あり		様式 21
	<input type="checkbox"/> 事務所長(管理所長又は室長)表彰あり		
	<input type="checkbox"/> 安全工事表彰なし		
社会貢献等表彰	<input type="checkbox"/> 2年連続表彰あり		様式 21
	<input type="checkbox"/> 表彰あり		
	<input type="checkbox"/> 表彰なし		
地域内拠点の有無	<input type="checkbox"/> 入札説明書に記載する地域内拠点内に本店あり		添付資料必要なし
	<input type="checkbox"/> 競争参加条件地域内に本店あり		
	<input type="checkbox"/> 競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地方整備局管内に本店あり		
	<input type="checkbox"/> 競争参加条件地域内に支店・営業所あり		
災害活動実績	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局や管内事務所の要請による中部地方整備局管内・管外での活動実績あり		様式 35
	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局以外の政府調達機関等の要請による中部地方整備局管内での活動実績あり		
	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局以外の政府調達機関等の要請による中部地方整備局管外での活動実績あり (中部地方整備局管内の本店、支店又は営業所が実施した実績のみを評価)		
	<input type="checkbox"/> 活動実績なし		
	<input type="checkbox"/> 沼津河川国道事務所との協定締結あり		
災害協定締結の有無	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局本局、又は管内事務所との協定締結あり		添付資料のみ
	<input type="checkbox"/> 協定締結なし		
	<input type="checkbox"/> 認定あり		
BCP 認定の有無	<input type="checkbox"/> 認定なし		様式 21
	<input type="checkbox"/> 表彰あり		
ボランティアによる地域貢献	<input type="checkbox"/> 表彰なし		様式 36
	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の経常維持工事のうち、「24 時間体制」の実績有		
地域社会資本の維持管理実績	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の経常維持工事の実績有		様式 23
	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の修繕・補修・改修工事等の実績(4件以上)		
	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の修繕・補修・改修工事等の実績(2件以上)		
	<input type="checkbox"/> 実績なし		
	<input type="checkbox"/> 難工事指定対象工事の実績あり		様式 21
難工事指定対象工事の実績	<input type="checkbox"/> 難工事指定対象工事の実績なし		

新しい扱い手技術者 者の活用	<input type="checkbox"/> 35歳以下の技術者または、女性技術者を1名以上配置 <input type="checkbox"/> 配置しない	様式 21
手持ち工事量	<input type="checkbox"/> 契約件数0～1件	様式 32
	<input type="checkbox"/> 契約件数2～3件	
	<input type="checkbox"/> 契約件数4件以上	
登録基幹技能者 の配置	<input type="checkbox"/> 配置する <input type="checkbox"/> 配置しない	様式 26
インフラ DX の取 り組み実績	<input type="checkbox"/> 2件の施工実績あり	様式 21
	<input type="checkbox"/> 1件の施工実績あり	
	<input type="checkbox"/> 実績なし	
自由設定項目	<input type="checkbox"/> 配置する <input type="checkbox"/> 配置しない	様式 37-1
	<input type="checkbox"/> 配置する <input type="checkbox"/> 配置しない	様式 37-2
	<input type="checkbox"/> 加点を希望する <input type="checkbox"/> 加点を希望しない	様式 38-1 又は 様式 38-2 必要なし
工事施工内容 確認資料	<input type="checkbox"/> 提出あり	様式 72

頁／総頁

企 業 の 能 力

会社名 :

競争参加資格		<input type="checkbox"/> 同種	<input type="checkbox"/> 類似		
工事名称等	工事名称				評定点 点
	発注機関名				
	施工場所	(都道府県・市町村名)			
	契約金額				
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	受注形態等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> 経常JV <input type="checkbox"/> 地域JV <input type="checkbox"/> 特定JV (出資比率) (<input type="checkbox"/> 甲型 <input type="checkbox"/> 乙型)			
同種性		<input type="checkbox"/> より同種性が高い <input type="checkbox"/> 同種性が認められる			
工事概要	○○○○	○○○○m			
		(入札説明書4.(4)によるより同種性が高い工事、同種性が認められる工事のいずれかであることが確認できる内容を記載)			
CORINS登録の有無		<input type="checkbox"/> 有 (CORINS登録番号) <input type="checkbox"/> 無			
優良工事表彰		<input type="checkbox"/> 有 (工事名) <input type="checkbox"/> 無			
工事成績優秀企業認定		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
安全工事表彰		<input type="checkbox"/> 有 (工事名) <input type="checkbox"/> 無			
社会貢献等表彰		<input type="checkbox"/> 有 (工事名) <input type="checkbox"/> 無			
難工事指定対象工事		<input type="checkbox"/> 有 (工事名・CORINS登録番号) <input type="checkbox"/> 無			
新しい担い手技術者の活用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		配置技術者	氏名 : 役割 : (現場代理人／担当技術者) 性別 : 生年月日 : 西暦 年 月 日 年齢 :		
インフラDXの取り組み実績		<input type="checkbox"/> 2件の工事実績有 <input type="checkbox"/> 1件の工事実績有 <input type="checkbox"/> 無			
		1件目の工事実績	(工事名・CORINS登録番号)		
		2件目の工事実績	(工事名・CORINS登録番号)		
B C P認定の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		認定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

頁／総頁

地域社会資本の維持管理実績概要書

		実績あり	
区分	維持修繕工事等の施工実績 ※該当する1つにチェックすること。	中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の経常維持工事のうち、「24時間体制」の実績有	<input type="checkbox"/>
		中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の経常維持工事の実績有	<input type="checkbox"/>
		中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の修繕・補修・改修工事等で過去4年間に4件以上の実績有。	<input type="checkbox"/>
		中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の修繕・補修・改修工事等で過去4年間に2件以上の実績有。	<input type="checkbox"/>
		実績無し	<input type="checkbox"/>
	•維持修繕工事等の実績（経常維持工事の実績有の場合は1件を①に記載。経常維持工事以外で2件以上の実績がある場合のみ②以降を記載。）		
①	維持修繕工事等の概要	中部地方整備局○○事務所が発注した○○耐震工事(維持修繕工事)を実施	
	工事名	令和○○年度 ○○工事	
	工期	令和○○年○月△日～令和○○年○月△日	
	発注機関	中部地方整備局○○事務所	
	CORINS登録の有無	<input type="checkbox"/> 有(CORINS登録番号) <input type="checkbox"/> 無	
②	維持修繕工事等の概要		
	工事名		
	工期		
	発注機関	中部地方整備局○○事務所	
	CORINS登録の有無		
③	維持修繕工事等の概要		
	工事名		
	工期		
	発注機関	中部地方整備局○○事務所	
	CORINS登録の有無		
④	維持修繕工事等の概要		
	工事名		
	工期		
	発注機関	中部地方整備局○○事務所	
	CORINS登録の有無		
実績を証明する書類の写し			
•工事実績情報システム(CORINS)の工事実績において維持修繕工事等の対象となる工事内容が明確にわからない場合は、工事内容のわかる設計図書類等(図面・数量総括表・施工計画書等)を添付すること。提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。			
•歩道整備・設置、電線共同溝設備更新で現道作業伴う工事の場合は、それが分かる施工計画書等の写しを添付すること。添付がない場合は、評価しない。			
•工事実績情報システム(CORINS)に登録されている施工実績の場合、契約書等の写しの添付は不要とする。			

工事成績評定点一覧表

会社名：

工種：一般土木工事

No.	工事名称	発注事務所名	工期	工事成績評定点
			平均点	○.○点

令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事登録基幹技能者の配置

会社名

具体的な施工能力	登録基幹技能者の種類	配置する工種等
登録基幹技能者が当該工事（工種）に従事する。（元請け・下請け問わず）	登録○○基幹技能者	工種：○○工

※配置予定がない場合は様式を提出しなくてもよい

※工事数量総括表にない工種等を記載した場合は、評価しない

※元請が配置する監理（主任）技術者は除く。

手 持 ち 工 事 量

会社名 :

工 種 : 一般土木工事

No.	工 事 名 称	発 注 事 務 所 名	工 期

災害活動実績概要書

災害活動等の概要	(記入例) 令和〇年〇月〇日に発生した「〇〇地震」により被災した国道〇号の土砂撤去及び舗装復旧工事を実施
実施年月日	令和〇〇年〇月△日～令和〇〇年〇月△日
実施場所	〇〇県〇〇市△△
要請を受けた機関	中部地方整備局（〇〇事務所） 政府調達機関等（〇〇市）
元請・下請の別	元請 下請
<p>添付した活動実績を証明する書類</p> <p>(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局（〇〇事務所）との災害協定書の写し ・中部地方整備局（〇〇事務所）からの要請書の写し ・中部地方整備局（〇〇事務所）との契約書の写し ・〇〇市が発行した参加実績証明書の写し <p>(活動実績が下請の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が元請に発行した上記書類の写し ・元請から下請への要請書又は契約書の写し（活動実績が元請でなく下請である場合は、元請から下請への契約関係書類の写しの添付が加えてある場合に評価する） 	

*実績がない場合は様式を提出しなくてもよい

*直接的な活動実績のみを評価し、資材提供や資金援助等の間接的な活用は評価しない

*中部地整以外の政府調達機関等からの要請による中部地整管外での災害・支援活動実績は、中部地方整備局管内の本店、支店または営業所が実施した実績のみを評価する

頁／総頁

ボランティア活動実績概要書

活動の概要	(記入例) 令和〇年〇月〇日より「〇〇の〇〇活動」に参加
活動年月日	令和〇〇年〇月△日～令和〇〇年〇月△日
実施場所	〇〇県〇〇市△△
表彰等を受けた機関	中部地方整備局〇〇事務所
表彰年月日	令和〇〇年〇月〇日 ※受賞日より 2 年間が対象

添付した表彰状・感謝状

- ・令和〇〇年〇月〇日付 〇〇事務所長よりの感謝状

□表彰が団体の場合

- ・団体が発行した参加証明書等

(団体が発行した会員証明書では評価しないので留意すること)

※実績がない場合は様式を提出しなくてもよい

頁／総頁

令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

自由設定項目①「下請予定企業の若手技術者の配置」

会社名

下請予定企業 (一次下請に限る)	○○建設株式会社
配置する技術者氏名	○○ ○○
配置する技術者の 生年月日 (年齢)	○○年○○月○○日 (○○才)
配置する工種等	<p>工事数量総括表の工種・種別・細別を記載すること。</p> <p>工種 : ○○工 種別 : ○○工 細別 : ○○</p>
証明する書類 (下請予定企業と配置予定若手技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係 (3ヶ月以上) にあることを証明する書類 及び配置する技術者の生年月日を証明する書類の写し)	

- 注 1) 配置する工種等欄には工事数量総括表の工種・種別・細別を記載すること。(工種のみ、工種・種別のみ、工種・細別のみの記載でもよい)
- 注 2) 下請予定企業の若手技術者の配置は、1名のみ評価の対象とする。
- 注 3) 評価された下請予定企業の若手技術者は入札説明書 9. (5) 「評価内容等の担保」により契約書附則事項に記載され、配置状況は確認対象となる。
- 注 4) 若手技術者の配置工種等については、施工計画書に記載し監督職員の確認を受けること。
- 注 5) 一括して発注される複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事全てに共通する「下請予定企業の若手技術者」及び「配置する工種等」を記載すること。
- 注 6) 様式 20において「自由設定項目①下請予定企業の若手技術者の配置」の欄の、「配置しない」にチェックを入れた場合は、当様式を提出しなくても良い。

令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

自由設定項目②「地元下請予定企業の配置」

会社名

地元下請予定企業 (一次下請に限る)	<p>企業名 :</p> <p>本店住所 :</p> <p>建設業許可番号 :</p>
配置する工種等	<p>工事数量総括表の工種・種別・細別を記載すること。</p> <p>工種 : ○○工 種別 : ○○工 細別 : ○○</p>
<p>証明する書類（建設業法第3条に定める建設業の許可についてこれを証明する書類の写し） (建設業法第40条に定める標識の写真(コピー等)でも良い)</p> <p>【設定地域】 静岡県：沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡全域、田方郡函南町、駿東郡全域</p>	

- 注 1) 配置する工種等欄には、配置される地元下請予定企業の施工する範囲が判別できるよう工事数量総括表の工種・種別・細別を記載すること。（工種のみ、工種・種別のみ、工種・細別のみの記載でもよい）
- 注 2) 当該工事（工種等）に地元下請予定企業（一次下請企業に限る）を配置できる場合にのみ評価の対象とする。また、地元下請予定企業は 1 者のみ評価の対象とする。
- 注 3) 評価された地元下請予定企業は入札説明書 9. (5) 「評価内容等の担保」により契約書附則事項に記載され、配置状況は確認対象となる。
- 注 4) 地元下請予定企業の配置工種等については、施工計画書に記載し監督職員の確認を受けること。
- 注 5) 一括して発注される複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事全てに共通する「地元下請予定企業」及び「配置する工種等」を記載すること。
- 注 6) 様式 20において「自由設定項目②地元下請予定企業の配置」の欄の、「配置しない」にチェックを入れた場合は、当様式を提出しなくてもよい。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度 増加率3.0%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(法人番号 13 柄を記載)

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

注1) ○年度、3.0%以上については、入札説明書の総合評価落札方式に関する事項の賃上げの実施に関する評価基準を確認の上、記載すること。

注2) 本様式とは異なる書類で表明し合意した場合には上記の「を表明いたします。」を「従業員と合意したこと」を表明いたします。」に書き換え、合意したことが分かる書類を添付すること。

注3) 従業員代表、給与又は経理担当者の押印をした書類の「写し」を提出すること。

注4) 共同企業体で加点を希望する場合は、当該企業体に属する全ての企業が本様式を提出すること。

※申請しない場合は様式を提出しなくてよい

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和〇年（令和〇年1月1日から令和〇年12月31日）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年 増加率3.0%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(法人番号 13 桁を記載)
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

注1) 〇年、3.0%以上については、入札説明書の総合評価落札方式に関する事項の賃上げの実施に関する評価基準を確認の上、記載すること。

注2) 本様式とは異なる書類で表明し合意した場合には上記の「を表明いたします。」を「従業員と合意したこと」を表明いたします。」に書き換え、合意したことが分かる書類を添付すること。

注3) 従業員代表、給与又は経理担当者の押印をした書類の「写し」を提出すること。

注4) 共同企業体で加点を希望する場合は、当該企業体に属する全ての企業が本様式を提出すること。

※申請しない場合は様式を提出しなくてよい

頁／総頁

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）において、給与総額又は給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度 増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(法人番号 13 桁を記載)
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

- 注1) ○年度、1.5%以上については、入札説明書の総合評価落札方式に関する事項の賃上げの実施に関する評価基準を確認の上、記載すること。
- 注2) 本様式とは異なる書類で表明し合意した場合には上記の「を表明いたします。」を「従業員と合意したことを表明いたします。」に書き換え、合意したことが分かる書類を添付すること。
- 注3) 従業員代表、給与又は経理担当者の押印をした書類の「写し」を提出すること。
- 注4) 共同企業体で加点を希望する場合は、当該企業体に属する全ての企業が本様式を提出すること。
- 注5) 中小企業等については、本様式と併せて、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※申請しない場合は様式を提出しなくてもよい

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和〇年（令和〇年1月1日から令和〇年12月31日）において、給与総額又は給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年 増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(法人番号 13 柄を記載)

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

注1) 〇年、1.5%以上については、入札説明書の総合評価落札方式に関する事項の賃上げの実施に関する評価基準を確認の上、記載すること。

注2) 本様式とは異なる書類で表明し合意した場合には上記の「を表明いたします。」を「従業員と合意したこと」と表明いたします。」に書き換え、合意したことが分かる書類を添付すること。

注3) 従業員代表、給与又は経理担当者の押印をした書類の「写し」を提出すること。

注4) 共同企業体で加点を希望する場合は、当該企業体に属する全ての企業が本様式を提出すること。

注5) 中小企業等については、本様式と併せて、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※申請しない場合は様式を提出しなくてもよい

頁／総頁

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

沼津河川国道事務所長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

工 事 費 内 訳 書

本件責任者 所 属 :

氏 名 :

担 当 者 所 属 :

氏 名 :

電話① :

電話② :

E-mail :

標記について、令和 7 年 1 月 28 日付けで公告のありました「令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事」の工事費内訳書を別紙のとおり提出します。

頁／総頁

工事費内訳書

工事名：令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額

工事施工内容確認資料

本資料は、施工体制確認型総合評価落札方式において、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、以下の設問について記載すること。

開札後、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者については、入札説明書に記載された要求要件の実現確実性の向上につながる施工体制が構築されているかどうか、入札書、工事費内訳書及び本資料を参考に、施工体制の構築及び施工内容を審査する。本資料で施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上が十分確認できる場合は、入札説明書 7. (5)によるヒアリングを実施しない。ただし、申し込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、入札説明書 7. (5)③による。

なお、本確認資料の提出がない場合は、競争参加資格を与えないで留意すること。

【品質確保の実効性】

問 1. 元請として実施する安全衛生管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・現場の点検体制（人数）
- ・安全教育の実施方針（実施内容・回数等）

問 2. 元請として実施する品質管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・品質管理および出来形管理の点検体制（人数）
- ・品質管理および出来形管理の実施方針（主な実施内容・頻度等）

【施工体制確保の確実性】

問 3. 元請として実施する主たる工種は何を予定していますか。

※以下の設問について記入して下さい。

- ・元請として実施する工事内容
- ・元請として実施する現場の管理体制

問 4. 主たる工種について、下請業者数は何社予定していますか。

下請を予定している工種：

_____社を予定

工事名	令和 6 年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事		
会社名			
記入者氏名		本工事での役職	
連絡先			

※記入者は、予め様式 5 にて提出された配置予定技術者（ヒアリング対象者）とする。

※「本工事での役職」欄に記載する役職とは様式 5 にて提出された配置予定技術者の技術者区分（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者）のいずれかを記載すること。

工事成績確認申請書

中部地方整備局

企画部 技術管理課長 宛

〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失したため確認
を申請します。

記

工事名：令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□, □□□, □□□. 円

本件責任者 所 属：

氏 名：

担 当 者 所 属：

氏 名：

電話①：

電話②：

E-mail：

令和 年 月 日

入札説明書に対する質問書

工事名：令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

質問番号	入札説明書 図面等の番号	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(備考)

1. 用紙はA4版としてください。
2. 質問事項ごとに番号を付けてください。
3. 質問する内容が記載されている入札説明書、図面等のページ番号、条項番号等を記載してください。
(例：「入札説明書 P.10 7(1)」「図面 No.25」「追加特記仕様書 P.7(3)」等)
4. 質問がない場合は、質問書を提出の必要はありません。
5. 電子メールで質問書を提出する場合は、メール本文に会社名、代表者名、責任者、担当者、連絡先電話番号を記載すること。
6. 質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

競争参加資格確認申請書取下げ届

工事名：令和6年度 河津下田道路逆川須原地区道路建設工事

上記工事について、次の理由により申請を取り下げます。

理由：

令和 年 月 日

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

本件責任者 所 属：
氏 名：
担 当 者 所 属：
氏 名：
電話①：
電話②：
E-mail：

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
沼津河川国道事務所長 辛嶋 亨 殿

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書 17. (2)による。

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1 の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・施工体制台帳（様式 1）
- ・資材購入予定先一覧（様式 2）
- ・機械リース元一覧（様式 3）
- ・労務者の確保計画（様式 4－1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 4－2）
- ・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式 5）
- ・配置予定技術者名簿（様式 6）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 7－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 7－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 7－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式 8）
- ・建設副産物の搬出地・運搬計画（様式 9）
- ・下請予定業者等一覧表（様式 10）

(2) 入札時 V E 対象工事において、V E 提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次の様式を提出するものとする。なお、提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・V E 提案等によるコスト縮減額調書（様式 11）

(3) 上記(1)、(2)の様式は、国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：

<https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/hearing/index.htm>

「整備局トップ」－「入札・契約情報」－「工事」－「ヒアリングのための追加資料」よりダウンロードすること。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書、入札説明書 7. (5)の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2 (1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、入札説明書 7. (5)③に示す「追加資料の提出を行わない旨の意向に係る資料」の提出を行わず、2 (1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札者の申込みに係る価格において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札者の申込みに係る価格において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が 1 の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式9）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式8）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式7-1, 7-2, 7-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札者の申込みに係る価格において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式1, 10）
- ② 施工するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式2, 3, 4-1, 4-2, 5）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式6）

1. 本表明書の提出が無い場合は加点しません。また、従業員への賃金引上げ計画の増加率△%以上については、
入札説明書の総合評価落札方式に関する事項の賃上げの実施に関する評価基準のとおり3%以上ではない場合は加点をしません。
2. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度とその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了後3か月以内に提出してください。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
3. 历年により賃上げを表明した場合においては、当該年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに提出してください。
4. 2又は3.の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書類をもって、2又は3.の書類に代えることができる。
※上記2～4.の書類については、同一の事業年度又は同一の历年であれば、一度の提出で足ります。（契約案件毎に提出する必要はありません。）また、落札した契約案件が無い場合は提出の必要はありません。
5. 上記2～4.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の国が発注するすべての総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
6. 上記5.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加することに行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した中部地方整備局より通知するものとします。
7. 従業員代表、給与又は経理担当者（以下、従業員代表等）については特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印が無い場合は加点の対象となりません。
8. 前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加点措置を受けた上で契約を締結している場合には、その実際の賃上げ実施期間と、当該年度又は歴年の賃上げ予定期間に重複がないよう留意してください。
9. 表明事業年度又は歴年からの前倒し（前倒しは事業年度で表明する場合のみ可）、後ろ倒しを伴う実際の賃上げ期間については、実績確認の段階で表明時点の予定から変更となっても差支えありませんが、その場合も前年度又は前年の実際の賃上げ期間との重複がないよう留意してください。

1. 本表明書の提出が無い場合は加点しません。また、従業員への賃金引上げ計画の増加率△%以上については、
入札説明書の総合評価落札方式に関する事項の賃上げの実施に関する評価基準のとおり 1.5%以上ではない場合は加点をしません。
2. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度とその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了後3か月以内に提出してください。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
3. 历年により賃上げを表明した場合においては、当該年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに提出してください。
4. 2又は3.の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書類をもって、2又は3.の書類に代えることができる。
※上記2～4.の書類については、同一の事業年度又は同一の历年であれば、一度の提出で足ります。（契約案件毎に提出する必要はありません。）また、落札した契約案件が無い場合は提出の必要はありません。
5. 上記2～4.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の国が発注するすべての総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
6. 上記5.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加することに行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した中部地方整備局より通知するものとします。
7. 従業員代表、給与又は経理担当者（以下、従業員代表等）については特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印が無い場合は加点の対象となりません。
8. 前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加点措置を受けた上で契約を締結している場合には、その実際の賃上げ実施期間と、当該年度又は歴年の賃上げ予定期間に重複がないよう留意してください。
9. 表明事業年度又は歴年からの前倒し（前倒しは事業年度で表明する場合のみ可）、後ろ倒しを伴う実際の賃上げ期間については、実績確認の段階で表明時点の予定から変更となっても差支えありませんが、その場合も前年度又は前年の実際の賃上げ期間との重複がないよう留意してください。

別紙2-3 法人税申告書 別表1

(国税庁 URL) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2021/pdf/01-01_a.pdf

- ・中小企業等については、表明書（様式38-2）と合わせて、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を必ず提出することとし、本記載から、以下ア)・イ)のいずれかに該当すれば「中小企業等」として認める。
 - ア) 「法人区分」欄で「普通法人…」①に「○」があり、「期末現在の…」欄③が「1億円以下」で、「非中小法人」欄④に「○」がないこと。
 - イ) 「法人区分」欄で「左記以外の公益法人等、…」②に「○」があること。

1. 確認書類の提出方法

- 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面(別紙様式)を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。
- ※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

- ※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
- ※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

(具体的な場合の例)

- (○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能)
- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
 - ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
 - ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わらざる従業員等を除いて給与総額等を評価する。

- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和6年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和6年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。)

※賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後又は当該暦年終了後を基準とするのではなく、実際の賃上げ実施期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内となる。

※なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別紙様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの○○株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事することなどによる超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○

(添付書類)

- ・ ○○○
- ・ ○○○